

第 1 回会合における構成員からの主なご意見

2018年11月5日
事 務 局

検討の在り方の前提

- 通信の秘密はプライバシーだけではなく、インターネット上の自由な表現の流通、表現の自由、また、国民、利用者、社会の構成員が、安全安心に通信を自由に利用できるとの客観的な通信制度を保障する機能を担ってきているもの。
- 今後も社会基盤として重要な役割を果たしていく、電気通信事業又は電気通信事業と類似したところにあるプラットフォームサービスについて、その適正又は合理的な運営を我が国として、国民に対してしっかり担保・保障するという観点から検討していくべき。その際、産業政策や競争政策、消費者保護政策などの有機的な連携を見ながら、まずは利用者情報の観点からの検討が前面に出るべきもの。
- 法執行の在り方についても、個人情報保護委員会のハードローの執行との連携、事業者の方々のソフトロー的な規律、国家法又は国家的規律との関係について幅広く検討する必要あり。【以上、宍戸座長】
- 国外の制度（EUの制度）を比較法的視点から検討する場合に注意すべきところとして、見解の相違又はニュアンスの違いという認識をきちんと前提とした上での議論が必要ではないか。その前提となる法制度の違いを踏まえた上での比較・考察が必要。
- EUの規制は、EUのスタンスとして厳格な制度整備によりルールを遵守・要求し、強制することにより、実質的な非関税障壁としての役割も担っているという点に着目すべきではないか。したがって、国際的なプライバシー保護の潮流との制度的調和については、プライバシー保護の在り方という観点からの制度的な調和を考えるべきではないか。
- 法令の適用、運用、執行について、電気通信事業法に基づく規制とともに個人情報保護法に基づく規制が可能。個人情報保護委員会の権限委任により総務大臣が行うことも可能。さらに同委員会が大きな執行権限を有しており、これをいかに活用できるのかが非常に大きな課題。これを踏まえ、消費者保護の観点からの規律により、国内事業者の事業の促進・振興につながる検討を是非とも行ってほしい。【以上、新保座長代理】

検討の在り方の前提 (続き)

- 実質的なルールはグローバル事業者の方で作られるようになることが想定され、法が一義的には国家の方にあるというよりは、プラットフォーム事業者自身が作り運用していくものとなり、そのスタンダード作りについていかにアプローチしていくかということが基本的な手段にならざるを得ないのではないかと。
- プラットフォーム分野における我が国の自主共同規制のアプローチがいかに普遍的に対応可能であるかといったことが、全体を貫く大きな論点になるのではないかと。【以上、生貝構成員】
- サービスの有料化や規制によりコストが利用者に転嫁する動きも認められる。担い手が民間事業者である以上、合理的な行動の帰結がそのようにつながることもあるため、規律を導入したり、執行を考える上で、市場の閉塞につながらないかどうかという観点で検証していくことも必要ではないかと。【大谷構成員】
- 今後の検討は、何に気をつけて、どう利用すれば良いか、具体的に分かりやすくする方向で、安全安心に利用できるようなユーザ視点を踏まえてほしい。【木村構成員】

第1.利用者情報に関する取扱いについて

1.検討対象とするプラットフォームサービスの範囲の捉え方

定義

- プラットフォームの定義の共通理解がなかなか得られにくい状態。プラットフォームは目に見えるものとして存在しているわけではなく、様々な機能がモジュール化されたものを組み合わせ、ものによってはモジュール1つでプラットフォームとなる場合もある。組合せ方によってはネットワークレイヤのプラットフォームとして取り込まれていることもあるため、機能という見方と、この機能を使ってサービスをできるようにするイネイブラとしてのプラットフォームという概念は分けて考えたほうが良いのではないか。
【寺田構成員】

第1.利用者情報に関する取扱いについて

2.プラットフォーム事業者が保有する保護すべき利用者情報の分類及び範囲

規律の対象	<ul style="list-style-type: none"> ■ 我が国では、電気通信事業法など設備、機器が中心で、サービスよりも機器を中心とした通信の秘密を捉える伝統となっているが、今後、IoT時代に通信の秘密そのものの定義を再確認する必要があるのではないか。 ■ 何が通信の秘密に該当するか、対象を明らかにするということも当然ながら、規律の対象となる行為を、人の行為、事業者の行為に着目して捉えるだけではなく、機器の動きということにも着目して、規律の対象となるべきもの、そうでないもの、そしてその規律の対象から外すべきものを分析していくアプローチも必要なのではないか。 【以上、大谷構成員】 ■ クッキー、HTML、Java scriptのタグで収集できる情報をどう扱うのが重要。これらを使うことにより、誰がいつ、どのウェブサイトにアクセスしたかということを知ることができる。したがって、これが通信の秘密の侵害に当たる場合があり得るかということを検討しておくほうが良い。 ■ アプリで取得することのできるGPSの情報や端末から出るBluetoothやWi-Fiプローブにより機器のIDを収集し、IDの移動が把握できるため、これを取り上げる必要があるのではないか。 【以上、森構成員】
市場支配力の視点	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人データ、リアルな購買データ、店舗との連携のデータは、GAFAより国内のプラットフォームがはるかに多く持ち詳細。データポータビリティを深く考えずに共通化していくことを考えると、日本の中で集まった、より詳細で詳しい情報がそのまま海外の事業者に出るということもあり得る。欧米に合わせたような形で、市場支配力の視点を入れていく必要がある。 【寺田構成員】
データの流通部分の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ■ データの流通の部分に関して、例えば公平性、真正性、完全性という話なのか、データの取扱い、取得、流通、加工における透明性や公正性という話なのか等論点を明確にする必要あり。 【寺田構成員】
情報の価値と規制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 仮にお金を払わなかったとしても、情報という非常に貴重な経済的にも価値があるものを提供している対価としてサービスを使っているため、無料だからといって規制が緩やかになっても良いということはない。 【松村構成員】

第1.利用者情報に関する取扱いについて

3.国際的なプライバシー等の保護の潮流との制度的調和

規制の在り方の前提	<p>■ EUの規制は、EUのスタンスとして厳格な制度整備によりルールを遵守・要求し、強制することにより、実質的な非関税障壁としての役割も担っているという点に着目すべきではないか。したがって、国際的なプライバシー保護の潮流との制度的調和については、プライバシー保護の在り方という観点からの制度的な調和を考えるべきではないか。（再掲）</p> <p style="text-align: right;">【新保座長代理】</p>
グローバルなデータ流通の視点	<p>■ プラットフォームが各国で規制されているもう一つの視点としてデータローカライゼーションが挙げられるが、データの自由流通促進の陣営とそうでない陣営の国際的な連携による規制について、どう連携しグローバルでデータが流通するかという視点も重要ではないか。</p> <p style="text-align: right;">【寺田構成員】</p>
域外適用	<p>■ 域外適用については寸分変わらず同じ問題意識を有している。個人情報保護法にも域外適用規定があるが、方向性としてはこれと同様とするのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【森構成員】</p>

第1.利用者情報に関する取扱いについて

4.法令の適用、運用・執行上の在り方

検討の視点	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法執行の在り方についても、個人情報保護委員会のハードローの執行との連携、事業者の方々のソフトロー的な規律、国家法又は国家的規律との関係について幅広く検討する必要あり。（再掲） 【穴戸座長】
規制の在り方の前提	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法令の適用、運用、執行について、電気通信事業法に基づく規制とともに個人情報保護法に基づく規制が可能。個人情報保護委員会の権限委任により総務大臣が行うことも可能。さらに同委員会が大きな執行権限を有しており、これをいかに活用できるのかが非常に大きな課題。これを踏まえ、消費者保護の観点からの規律により、国内事業者の事業の促進・振興につながる検討を是非とも行ってほしい。（再掲） 【新保座長代理】
ソフトロー	<ul style="list-style-type: none"> ■ 実質的なルールはグローバル事業者の方で作られるようになることが想定され、法が一義的には国家の方にあるというよりは、プラットフォーム事業者自身が作り運用していくものとなり、そのスタンダード作りがいかにアプローチしていくかということが基本的な手段にならざるを得ないのではないか。 ■ プラットフォーム分野における我が国の自主共同規制のアプローチがいかに普遍的に対応可能であるかといったことが、全体を貫く大きな論点になるのではないか。（再掲） 【以上、生貝構成員】

第2.トラストサービス等の在り方

検証サービス	<p>■ 現状、例えば商業登記に基づく法人代表の電子証明書がある。これが翌年になるとアドバイザーで検証できないようなことが起こると聞く。一定の範囲で確認された正しい検証サービスというものがあっても良いのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【宮内構成員】</p>
リモート署名	<p>■ 普通の電子署名は、例えばカード等を自分で持ち、自分の手元で署名するが、リモート署名は、自分の秘密鍵等をサーバに預け、そこにログインして証明してもらうという方式。これが今の電子署名に比べ使い勝手が良いため、この先、大きく使われるのではないか。この在り方がEUでも、eIDASに書かれているので、これを論点に挙げて良いのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【宮内構成員】</p>
相互接続性	<p>■ ネットワーク効果が非常に大きいため、相互接続性に大きな注意を払う必要がある。PSD2や英国のオープンバンキングでは強制的に相互接続させており、eIDASもそれぞれ他国のものを受け入れなければならないことから、相互接続性を確保している。このような相互接続性の必要があるのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【崎村構成員】</p>

第3.その他

同意の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ■ EUでは、クッキーの同意について出てくるが、我が国でも同意の在り方とともに、プライバシーポリシーの位置付けを考 えても良いのではないか。 【新保座長代理】 ■ ブラウザやソフトのアップデートをされると同意しているため、ユーザから見て微妙に使い勝手が変わり、プライバシー設 定が少し違う、設定し直す必要があると感じている。勝手にされていると思うところが問題点。 【木村構成員】 ■ クッキー法によく見られるが、同意を求め過ぎることにより同意を何とも思わなくなる。簡単に同意し過ぎるようになるこ とから、同意に依存し過ぎるのは問題。 ■ 同意以外の処理手段の是非も考えていく必要がある。その場合、legitimate interest又はコントラクトに基づく処 理になると、データの倫理的処理であるのかどうかとの論点が重要。 【以上、崎村構成員】 ■ 同意が取りにくいから、legitimate interestでとなるかという、そのような話ではないのではないか。 【森構成員】 ■ 具体的な同意というのはどういったものなのか、日本とEUの照らし合わせを含めて本質的な論点を含むこともあり得る のではないか。 【山口構成員】
セキュリティ レベル	<ul style="list-style-type: none"> ■ 同意の管理サービスやサービス自体のセキュリティレベルについて、最近インターネットスレット (threat) といわれる 状態になっており、これをしっかり見ていかないとプライバシーが確保できないこととなるため重要。 【崎村構成員】
データポータビリ ティ性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ EUとの兼ね合いで調和を考えると、例えばデータのポータビリティ性をいかに確保するかにより、国外の事業者が展開 している事業において取り扱われる情報が国内の事業者でもスムーズに移行して使うことができることがあると良いので はないか。 【新保座長代理】
AIとの関係	<ul style="list-style-type: none"> ■ AIとの関係における問題が、今後のこの議論においては、かなり大きな位置を占めていく。 【新保座長代理】

第3.その他

ユーザ対応	<ul style="list-style-type: none">■ 自分の情報がどのように管理されているか、見えないだけに不安との声が多数ある。SNSで個人情報漏えいしても、海外のプラットフォームの場合は英語で書かれ、どう対応していいかわからないという声も大きい。日本に対する対応が少し遅れているのではないか。■ 日本で事業をしても、海外の事業者なので対応がたらい回しであったり、納得がいかない、言葉がわからない、責任をどこに求めたらいいかわからないという声も多数寄せられている。今後、AI、医療や教育など他分野でサービスが利用されると思われるため、以上の観点でも検討すべき。 <p style="text-align: right;">【以上、木村構成員】</p>
アカウント連結	<ul style="list-style-type: none">■ アカウント連結は便利ではあるが、不安もあり、あまりこういうことをしてほしくない声もある。 <p style="text-align: right;">【木村構成員】</p>
ブラウザの寡占化	<ul style="list-style-type: none">■ OTTの寡占化以上にブラウザが寡占化しているため、これを考えていく必要があるのではないか。 <p style="text-align: right;">【崎村構成員】</p>